

高知県水素供給設備導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）

第24条の規定に基づき、高知県水素供給設備導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門における脱炭素化の取組として、燃料電池自動車の普及を促進するとともに、今後、燃料電池トラック等による県産品流通、物流における本格的な脱炭素化の流れの中で遅れをとることなく、本県産品の競争力の強化につなげるために、県内で水素供給設備を設置する者に対し、その設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車並びに特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 水素供給設備 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）」（以下「経済産業省補助金」という。）の対象となる事業であり、県内に水素供給設備を設置するもの（移動式の場合は、県内で運用するものに限る。）であること。
- (2) 水素供給設備は、商用を目的とするものであること。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、民間団体、地方公共団体その他の法人及び個人事業者であり、か

つ、経済産業省補助金の交付決定を受けている者とする。ただし、県税に未納がある者を除く。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第6条 補助対象経費は、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助率は補助対象経費の6分の1とし、補助上限額は5,000万円とする。

3 前項の規定により計算した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、利益等を排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争入札の結果、最低価格であった場合、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

2 知事は、補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、現地調査等に協力しなければならない。

4 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、工事着手から完了までの間に工事の施行状況について、知事の確認を受けなくてはならない。この場合において、知事の指定する日までに、

設計書等の工事内容及び導入する設備の詳細が分かる資料を提出しなければならない。

(指令前着手)

第9条 補助事業者は、やむを得ない事由により、前条第1項の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、別記第2号様式による事前着手届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更（交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の変更を除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第4号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の2月15日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、当該事業年度の2月15日までに別記第6号様式による年度末実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した

ときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び返還）

第13条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条第1項に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに別記第7号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受領したときは、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第10条第1項第3号の規定に該当する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 法令、規則又はこの要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

（2） 補助金を他の用途に使用した場合

（3） 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合

（4） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

（5） 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（6） 補助事業者（その役員を含む。）が、別表第2に掲げるいずれかに該当することとなった場合

2 補助事業者は、センターから交付決定の取消し若しくは補助金の全部又は一部の返還を命じられた場

合は、速やかにセンターから受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定に基づく取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記第8号様式による所得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、第12条第1項に規定する実績報告書に添付して提出しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったと認めたときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の経理及び補助事業に関する書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

第20条 補助事業者は、補助事業年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業で整備した水素供給設備に係る前年度の運用状況について、別記第10号様式による運用状況報告書を知事に提出しなければならない。

(知事によるデータ等の提供依頼)

第21条 知事は、水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対し水素供給設備の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、知事が前項による要請をした場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(情報の開示)

第22条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第23条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、第15条から第22条までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1 (補助対象経費)

水素供給設備の補助対象経費

1. 設備機器費 (水素供給設備一式)

補助事業の実施に必要な設備に要する経費

- (1) 受電設備
- (2) 原料ガス設備
- (3) 水素製造装置
- (4) 液化水素貯槽、気化器
- (5) 水素輸送用設備・接続装置
- (6) 圧縮機
- (7) 蓄圧器
- (8) ディスペンサー
- (9) プレクターラー
- (10) 冷却水装置
- (11) 計装空気設備・窒素設備
- (12) 散水設備・貯水槽
- (13) 制御装置・監視装置・検知警報設備
- (14) その他 (その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備)

2. 設計費

補助事業の実施に必要な設計に要する経費

- (1) 設計費 (土質調査・測量を含む)
- (2) 官公庁申請費

3. 設備工事費

補助事業の実施に必要な工事に要する経費

- (1) 基礎工事費
- (2) 撤去工事費
- (3) 現地配管工事費
- (4) 据付工事費
- (5) 試運転調整費
- (6) 舗装工事費
- (7) 給排水設備工事費
- (8) 照明設備工事費
- (9) 電気工事費

4. 工事負担金

補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費

- (1) 本支管工事負担金
- (2) 敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金 (申請者がガス事業者の場合は対象外)
- (3) 給水配管・排水配管工事負担金
- (4) 電気の供給設備に関する工事費負担金

5. 経費・管理費

補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費

- (1) 共通仮設費
- (2) 現場管理費
- (3) 一般管理費
- (4) 諸経費

※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない。

※個々の費用経費の考え方については、経済産業省補助金における交付要綱等に従う。

別表第2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。